

一千九百七十三年三月三日にワシントンで作成した。

附屬書二之四 (略)

●ボン条約（移動性野生動物種の

保全に関する条約)

署名 一九七九年六月二三日(ボン)
效力発生 一九八三年一二月一日

構 織 当 事 者 は、多 様 な 形 紫 の 野 生 动 物 が 人 頭 の 福 利 の た め に 保 全 を な か ね ば な く な い 想 像 の 自 然 系 の か け が え の な い 一 部 分 で あ る こ と を 認 め、人 類 の そ れ ぞ れ の 世 代 は、将 来 の 世 代 の た め の 地 球 の 貧 究 を 保 有 し て いる こ と、お よび こ の 遺 産 を 保 保 し、ま た 利 用 す る 場 合 に 是 賢 明 に 利 用 す る よ う 確 保 す る 義 务 を 有 し て い る こ と に 留 意 し、環 境、生 物 系、遺 伝 子、科 学、考 古 学、レ ク リ エ

シン、文化、教育、社会、および経済の観点から、野生生物が有する永遠の価値を認識し、

特に、国家の管轄権の境界を横切って移動する野生動物種に注意を払い、
ある国家は、自国での国家管轄権の範囲内に生息するか又はそれを横切る移動性野生動物種の保護者である

り、「さあ、そろそろおれもお出でにならねばならないことを認識し、移動性野生動物種の保全および効果的管理は、かかる種がその生活史のいずれかにおいて生息することになる、国家管轄権の境界の範囲内において、すべての国による協力行動を必要とするこを確信し、国際連合人間環境会議(ストックホルム、一九七二年)によつて採択され、また、国際連合総会の専門機関における議論をもつて留意されたその行動計画の勧告三十二を想起し、

次のとおり協定した

第一条 解释

- (a) この条約の適用上、次のとくに定まる。

(b) 移動性の種とは、野生動物の種又は種より下位の分類群を構成する個体群のすべて又はその地理的個体群であつて、その個体群の大部分が局地的的、規則的に複数の区域を横切るものをいう。

(c) 移動性の種の保全状況とは、移動性の種に対し作用している影響であつて、当該種の長期的な分布及び個体増を左右するようなものの総量をいふ。

(d) 保全状況は、以下の場合に良好であるとされる。

 - ① 移動性の種の個体数の動態データが、長期的に見て、当該種は関連する生態系の中で有機的に構成単位として存続していると示している場合
 - ② 移動性の種の地理的範囲が現時点で減少しておらず、また、長期的に見て今後も減少するおそれのない場合
 - ③ 移動性の種の個体数を長期的に維持するに充分な生息地が現存し、また、予見可能な将来にわたってそれが存続すると考えられる場合
 - ④ 移動性の種の分布と個体増が、できるだけ好ましい生態系の存在が可能であり、また、望ましい野生生物管理と両立するという条件の下で、過去の分布範囲及び個体数レベルに近似している場合

(e) 保全状況は、(d)に示されている要件のいずれかに反する場合には、良好ではないとされる。

(f) 特定の移動性の種との関係において、絶滅のおそれがあるといふことは、当該種がその地理的範囲のすべて又はその重要な部分において絶滅する危険性にさらされていることをいう。

について締約当事者会議が次の両方の決定を行つた場合には、当該種を附屬書 I から削除することができる。

- (a) 信頼し得る根拠（それには、入手し得る最善の科学的根拠が含まれる）により、当該種には、もはや絶滅のおそれはないこと、及び

(b) 附屬書1からその開拓に伴う保護の低下によるもの、附屬書1に記載する事項に依る可能性はないこと

4 様に掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、以下のことに努める。

(a) 当該種の生息地であつて、その種を絶滅の危機から救うために重要なものを保全し、及び、可能であり適切であれば、その原状回復を行うこと

(b) 当該種の移動を著しく困難にし又は妨害するような活動又は障者の悪影響を防止し、除去し、減少させ又はその対応策をとること、並びに

(c) 可能であり適切である限りにおいて、当該種を絶滅のおそれのある状態にする要因又はその状態を一層悪化させる可能性のある要因を防止し、減少させ又は規制すること（それには、外来種の導入を厳しく規制すること又は既に導入されている外来種を管理し若しくは除去することも含まれる）

- 5 附屬書¹に轉りられてしる後翻世の種の地理的管轄国である衛生當事者は、当該種に属于個体を捕獲するこゝを禁ずる。この禁止に対する例外は、その内容が明確であり、まだ一場所及び時間が限定されていることを条件として以下の場合に限りて認められる。その場合の捕獲であつても、当該種を書するように行つてはならない。

 - (a) 科學目的の捕獲の場合
 - (b) 影響を受けている種の繁殖又は存続を確保する

(f) 地理的範囲とは、移動性の種が、その通常の移動ルートのどこかで、生息し、一時に留まり、遭遇し又は上空を飛行する陸域及び水域のすべての区域をいう。

(g) 生息地とは、移動性の種の地理的範囲のうち、当該種にとって好ましい生存条件を備えているいずれかの区域をいう。

(h) 特定の移動性の種との關係において、地理的管轄国とは、当該種の地理的範囲のいずれかの部分に対して管轄権を行使する国又は国家管轄権の限界を超えて当該種を捕獲している船舶の船籍国をいう。尚、場合によつては、それには、(n)に触れるられている国際組織も含まれる。

(i) 捕獲とは、捕まえること、狩猟すること、漁獲すること、生や捕ること、罠にかけること若しくは筋考のうえ駆除すること又はこれら行為に取引かかからうとすることをいう。

(j) 権足認定とは、この条約の第四条及び第五条に定められている移動性の種の保全に関する国際協定をいう。

(k) 締約当事者とは、国家、又は、主権国家によって構成されている地域經濟合規體であるこの条約の実効的適用を受ける事務に関する国際合意の文書、決定及び適用について権限を有するものをいう。

2 この条約の締約当事者である地域經濟合規體は、その権限内の事務に関して、この条約によつてその権限の加盟國に対して与えられるし権利及び義務を、自己のものとして行使し、履行することができる。この場合には、当該種の加盟國がかかる

3 権利を個別に行使することは認められない。

この条約において、出席しがつ投票する締約当事者の三分の二以上の多数又は全会一致を要する決定

(c) 目的の捕獲の場合
 (d) 当該種を伝統的に生存のために利用してきた人々の需要を充たすために行われる捕獲の場合
 (e) 又は特別な事情によって必要とされる捕獲の場合

6 附録Ⅰに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者会議は、附録Ⅱに掲げられていない移動性の種の地理的管轄国である締約当事者に対する適用的な措置を定めることとする。当該種のためになる適切な付加的措置を定めることとする。

7 締約当事者は、できるかぎり速やかに、この条の5に従つて行われたあらゆる例外について事務局に通報する。

第四条 捕足協定の対象となる移動性の種 (附録Ⅱ)

1 附録Ⅱには、良好な保全状況ないし移動性の種であつて、その保全及び管理のために国際的な合意を必要とするもの、並びに、国際的な合意によつて国際協力が達成されれば多大な恩恵を受けられる保全状況にある移動性の種を掲げる。

2 必要な場合には、特定の移動性の種を附録Ⅱ及びⅢの両方に掲げることができる。

3 附録Ⅱに掲げられている移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、当該種のためになる捕足協定を締結するもうに努め、まだ、そのうち良好でない保全状況にあるものに対して優先的な注意を払う。

4 締約当事者は、構成個体が定期的に複数の国際管轄権の境界線を横断する野生動物の種又はそれより下位の分類群に属する個体群又はその地理的に隔離された個体群に関する協定を締結するための行動をとるよう努める。

5 この条に従つて締結された各捕足協定の写しは、事務局に送付される。

ること

1 附録Ⅰ及びⅡに掲げられている移動性の種の地理的管轄国のリストは、締約当事者から受領した情報に基づいて、事務局によつて常時更新される。

2 締約当事者は、事務局に対し、自国が附録Ⅰ及びⅡに掲げられているどの移動性の種の地理的管轄国であると考えられるかについて通報するが、それには、当該種を国際管轄権の限界を超えて捕獲している自国籍の船舶に関する情報を提供すること及びできる限りかかる捕獲に関する今後の計画を提出することなどが含まれる。

3 附録Ⅰ又はⅡに掲げられている移動性の種の地理的管轄国は、事務局を通じて締約当事者会議に対して、その通常会合の少なくとも六ヶ月前に、当該種に關してこの条約の規定を実施するために自國において採用している措置について通報すべきである。

第七条 締約当事者会議

1 締約当事者会議は、この条約の意思決定機関である。

2 事務局は、この条約が効力を発生した日から一年以内に締約当事者会議の会合を招集する。

3 その後は、事務局は、締約当事者会議が別段の決定をしない限り、三年以内の間隔で締約当事者会議の通常会合を招集し、また、締約当事者の少なくとも三分の一が書面により要請する時は、臨時特別会合を招集する。

4 締約当事者会議は、この条約の財政規則を作成し、常に経討する。締約当事者会議は、その通常会合毎に、次の会計期間のための予算を採択する。各締約当事者は、締約当事者会議によつて合意された予算にしたがつてこの予算に対して提出する。予

第五条 捕足協定のための指標

- 1 捕足協定は、対象とする移動性の種を良好な保全状況へ戻すこと又はその状態を維持することを目的とする。捕足協定は、その目的を達成するにあつて有効な対象種の保全及び管理に関する事柄を取り扱う。
- 2 捕足協定は、対象種の地理的範囲をすべて対象とするべきであり、また、この条約の締約当事者であるか否かに関わらず、当該種に係る地理的管轄国をすべてによる加えに付して開拓されるべきである。
- 3 捕足協定は、できる限り、複数の移動性の種を対象とするべきである。
- 4 捕足協定は、以下のことを定めるべきである。
 - 対象とする移動性の種を固定すること
 - その種の地理的範囲及び移動ルートを示すこと
 - 各締約当事者がその捕足協定の実施に關わる国内当局を指定するよう努めること
 - 必要があれば、捕足協定の目的を達成するにあつて支援し、その効果を評価し、また、締約当事者会議に対する報告書を作成するための適切な機関を設立すること
 - 補足協定の締約当事者間ににおける紛争解決のための手続を定めること
 - めの手續を定めること
 - タクシラに属する移動性の種に関しては、少なくとも、他の多数国間協定によつて当該種につき禁止されている捕獲を禁止すること及びその種の地理的管轄国でない国に於けるその捕足協定への加入について定めること
 - 捕足協定は、適切であり可能な場合は、以下について定めるべきであるが、それに限制されない。
 - 対象とする種の保全状況を定期的に検討すること及びその状況に対して有効となる要素を確認すること

- 保全及び管理に関する計画を調査すること
- 生息系及び対象種の個体数の推移について、特に移動に配慮して調査を行うこと
- に移動に配慮する調査を行つること
- 配慮をしつつ、対象種に関する情報を交換すること
- 良好な保全状況を維持するにあつて重要な生息地を保全し、また、必要があり可能であれば、それを原状回復すること及びかかる生息地を当該移動性の種にとって障害である外来種の導入を厳しく規制し又は既に導入されたそのような外來種を管理するなどの手段を通じて、妨害から保護すること
- 移動ルートとの関連において適度に配置されていける好ましい生息地のネットワークを維持すること
- 望ましい場合に、対象種に適して新しい生息地を提供すること又はそのような生息地に当該種を移すこと
- 移動を妨げるような活動及び障害をできる限り最大限除去し、又はそれにに対する対応策をとること
- 対象種の生息地におけるその種に有害な物質の排出を禁止し、減少させ、又は規制すること
- 健全な生態学的な原則に基づいて対象種の捕獲を規制し管理するための措置をとること
- 違法な捕獲を抑制するための協力行動に関する手続
- 手続
 - 対象種に対する重大な脅威に関する情報の交換
 - に、対象種の保全状況に重大な影響が及んだ場合に、保全のための行動を充分にかつ遅やかに強化すること
 - るために必要となる緊急手続、並びに
 - 捕足協定の内容と目的に関する一般的の闇心を高めること

算及び分国案並びにそれらの修正に関する規定を含む財政規則は、出席しかつ投票する締約当事者の全会一致の投票によって採択される。

5 締約当事者会議は、その会合毎に、この条約の実施について検討するが、特に、以下のことを行うことができる。

- 1 移動性の種の保全状況を検討し評価すること
- 2 移動性の種、特に附録Ⅰ及びⅡに掲げられており、その種の保全のために行われた事柄を検討すること
- 3 科学委員会及び事務局がそれぞれの任務を果たすために必要と思われる規則を定め、また、同様に基づき設立された常設委員会によって提出されたあらゆる報告書を受取し、検討すること
- 4 たまたまある報告書を受取し、検討すること
- 5 移動性の種の保全状況を改善するためには、締約当事者に対して勧告すること及び捕足協定の下で達成された成果を検討すること
- 6 成された結果を検討すること
- 7 捕足協定が締結されなかつた場合に、移動性の種の地理的管轄国である締約当事者による当該種の保全状況を改善するための会合を招集すること
- 8 この条約の実効性を改善するために締約当事者に對して勧告を行つこと及び
- 9 この条約の目的を達成するためには、付加的措置に關して勧告すること

6 所を決定すべきである。

7 締約当事者会議の各会合は、次の会合の時間と場所を決定すべきである。

8 締約当事者会議の各会合は、それぞれの会合のための手続規則を定め、採択する。締約当事者会議の会合における決定は、この条約において別段の定めがないかぎり、出席しかつ投票する締約当事者の三分の一以上の多数を必要とする。

8 国際連合、その専門機関、国際原子力機関及びこの条約の締約当事者ではない国家、並びに、各種足協定との関連では当該協定の締約当事者によって指定された機関は、締約当事者会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。

9 移動性の種の保護、保全及び管理につき技術的に資格を有する次の分類に属す組織であつて、事務局に対して締約当事者会議の会合にオブザーバーとして出席した旨通告したもののは、出席しかつ投票する締約当事者の三分の一以上が反対する場合を除き、それを認められる。認められた場合には、これらのオブザーバーは、出席する権利を有するが投票する権利は有しない。

- 1 政府間又は非政府間の国際組織、及び国内政府機関、並びに
- 2 所在地国によってのために承認された国内非政府機関

第八条 科学委員会

- 1 締約当事者会議は、その第一回目の会合において、科学的事項について申言を行なう科学委員会を設置する。
 - 2 いずれの締約当事者も、資格ある専門家を科学委員会の委員として任命することができる。これに加えて、締約当事者会議によって選出され任命された資格ある専門家も、委員として科学委員会を構成する。これららの専門家の人数、その選出基準及びその任命期間は、締約当事者会議によって定められる。
 - 3 科学委員会は、締約当事者会議の要請に基づく事務局の要請により、会合する。
 - 4 締約当事者会議による承認を条件として、科学委員会は、その手続規則を定める。
- 5 締約当事者会議は、科学委員会の機能を定めるが、それには次のことが含まれる。

(a) 締約当事者会議、事務局、及び、締約当事者会議によつて承認された場合は、この条約若しくは補足協定の下に設置された機関又は締約当事者に對して、対等的な助言を行ふこと

(b) 移動性の種に関する調査を報告及びその調整をすること 移動性の種の保全状況を確認するためにかかる調査の結果を検討すること、並びに、その保全状況及びその改善のための措置に関して締約当事者会議に対して報告すること

(c) 締約当事者会議に対して、附屬書一又は二に掲げられる必要のある移動性の種について、当該種

(d) 地理的範囲を明示して、報告するりど
締約当事者会議に対して、移動性の種に関する補足協定の中に含まれるべき特別な保全及び管理措置について報告すること

(e) 締約当事者会議に対して、この条約を実施する場合の科学的側面に関する、特に移動性の種の生息地に關する問題に対する解決方法を報告すること

第九條 事務局

- 1 この条約のために事務局が設置される。

2 この条約が効力を生じた時点では、国際連合環境計画の事務局長がこの条約の事務局の役務を提供する。同事務局長は、適切であると考える範囲及び方法によって、政府間及び非政府間の、野生動物の保護、保全及び管理について技術的な資格のある専門的な国際機関又は国内機関による助力を求めることができる。

3 国際連合環境計画がもやは事務局役務を提供できない場合は、締約当事者会議は、事務局のための代替措置を取り決める。

4 事務局は次の機能を有する。
(a) 以下の会合のための手帳を整え役務を提供する

て送達せられた。総理副官事務官によるその改正正文を閲するに于けるの御詰めも、米議会合の六十日は上前に事務局に送達せられた。事務局は、詰め裏田取限の最終日の午後四時にその日までに提出されたすべての御詰めを総理副官事務官へ送達する。

5 施設監査報告書は、6月25日付で開催を行つた総会に提出され、それを採択した会合の後九十日を経過した日にすべてこの総会に出席した者に対して効力を生ずる。

当該者も、⁶著記者に対して書面による通告を行ふことに由つて改正に属する確保をなすりとがむであつた。
改正に属する確保は、著記者に対して書面による通告を行ふことによつて撤回することができ、その場合、⁶当該改正是、確保が撤回された日から九十日を経過した日にその締約当該者に対して効力を生ずる。

第十二条 国際条約及びその他の法令に対する適用

- 1 この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議案二七五〇中〇(XXV)に基づいて招集された国際連合海運法会議による海運法の法典化及び発展のための作業に影響を与えるものではなく、また、海運法に関するいかなる国現在又は将来の請求権及び法的見解並びに沿岸国及び旗國の管轄権の性質及び範囲に対して影響を与えるものではない。
 - 2 この条約の規定は、どのよろな場合であつても、現存するいかなる条約又は合意から導き出されるいかなる規約当事者の権利又は義務に対しても影響を与えることはない。
 - 3 この条約の規定は、どのよろな場合であつても、

(b) ② 締約当事者、補足協定の下に設立された常設機関、及び移動性の種に関するその他の国際組織の間の連絡を保ち、また、その連絡を促進すること

(c) この条約の目的及びその実施を促進するリリードによる報告書及び他の情報を適切な情報源から入手すること、並びにかかる情報を適切に普及させること

(d) この条約の目的に關する事柄に対して締約当事者会議の注意を喚起するること

(e) 締約当事者会議のために、事務局の作業及びこの条約の実施に関する報告書を準備すること

(f) 附屬書I及びIIに掲げられているすべての移動性の種の地理的管轄国のリストを管理し公表すること

(g) 締約当事者会議の指示の下に、補足協定の結果を奨励すること

(h) 補足協定のリストを管理し、また、それを締約当事者が入手し得るようすること、及び締約当事者会議が基準とするかは、かかる補足協定に関するいかなる情報を提供すること

(i) 第七条第1項の(i)、(ii)及び(iii)に基づいて締約当事者会議によって行われた勧告のリスト並びに同上に基づいて行われた決定のリストを管理し公表すること

セ

(j) この条約及びその目的に關する情報を公衆に対して提供すること、並びに

(k) この条約によって又は締約当事者会議によって事務局に与えられているその他の機能を遂行すること

第十条　條約改正

- 1 この条項は、締約当事者会議のいずれの通常会合又は特別会合においても改正することができる。

2 いすれの締約当事者も改正の提案を行なうことができる。

3 一般規範された改正の本文及びその理由書は、当該改正を取り扱うこととなる会合の少なくとも百五十日以上前に事務局に送達され、また、それは、事務局により直ちにすべての締約当事者に対して送達される。締約当事者は、その改正本文に關するいすれの論評を、当該会合の大六十日以上前に事務局に送達される。事務局は、論評提出期限の最終日の後直ちにその日までに提出されたすべての論評を締約当事者へ送達する。

4 改正は、出席しかつ投票する締約当事者の三分の一以上の多数によって採択される。

5 採択された改正は、締約当事者の内三分の一が受諾書を委託者に簽託した日の属する月の後三番目の月の一日にそれを受け譲したすべての締約当事者に対して効力を生ずる。締約当事者の内三分の一が受諾書を委託者に簽託した日以後に受諾書を簽託した締約当事者については、改正は、その受諾書簽託日の属する月の後三番目の月の一日にそれを受け譲した締約当事者に対して効力を生ずる。

第十一条 附屬書改正

1 附屬書Ⅰ及びⅡは、締約当事者会議のいずれの通常会合又は特別会合においても改正することができる。

2 いすれの締約当事者も改正の提案を行なうことができる。

3 提案された改正の本文及び入手し得る最善の科学的根拠に基づいたその理由書は、会合の少なくとも百五十日以上前に事務局に送達され、また、それは、事務局により直ちにすべての締約当事者に対して送達される。

締約当事者が、附屬書 I 及び II に掲げられている移動性の種の保護に関してこの条約よりも厳しい国内措置を採用する権利は附屬書 I 及び II に掲げられていない種の保護に関して国内措置を採用する権利に影響を与えることはない。

第十三章 紛争解决

- この条約の接受の解釈は通用に際して該条約の解釈に當る。この条約の締約当事者の間に生じるいかなる紛争も、その紛争に關する締約当事者の間の交渉に委ねられる。

この条約の上に從つても紛争が解決できなかつたときは、締約当事者は、相互の合意により、その紛争を仲裁し、特にヘーネル常設中立裁判所の仲裁に付託すことができる。その場合は、紛争を付託した締約当事者は、その仲裁決定に拘束される。

第十四条 留保
一 この条約の規定は一般的留保の対象とされてはならない。特別な留保は、この条及び第十二条の規定に従って付すことができる。

いかなる国又は地域經濟團體も、その批准書、受證書、承認書又は加入書を寄託する際に、附屬書¹若しくは²又はその双方にいかなる移動性の權を轉譲することに關しても留保付与することが出来ない場合に、当該留保が撤回された旨の運送券が寄託者が締約当事者に対して行つてから九十日を経過する日まで、その國又は國際組織は當該留保の效力とされ、権限として締約当事者ではなくるものとして扱われる。

第十五条 罢免

この条約は、すべての国及びいかなる地域経済統合機関に対しても、署名のためボンにおいて一千九百八十年六月二十二日まで開放される。

第十六条 批准、受諾、承

この条約は、批准、受諾又は承認を必要とする。批

准書、受諾書又は承認書は、寄託者であるドイツ連邦共和国政府に寄託される。

第十七条 加入

一千九百八十年六月二十二日以後は、この会員は、すべての非署名国及びいかなる地域経済統合機関に対しても加入のため開放される。加入費は、寄託者に委託される。

十八條 効力發生

- 1 この条約は十五番目の批准書受諾書承認書又は加入書が審査記された日の属す月の後三番目の月の一日に効力を生ずる。

2 十五番目の批准書受諾書承認書又は加入書が著者書に審査記された日以後にこの条約を批准受諾若しくは承認し又はそれに加入した離約国又は地域經濟統合機関についてばくこの条約はかかる組織又は地域經濟統合機関がその批准書受諾書承認書又は加入書を審査記した日の属す月の後三番目の月の一日にそれぞれに対して効力を生ずる。

六十九條 腐棄

これが締約当事者として面からして著記者に依つて開拓され、これがより日米の条約を離棄するにいたるが如れる。施業は著記者がその通告を受領後二ヶ月以内に効力を生じる。

二十九 寄託者

- 1 等しく正文である英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語及びスペイン語によるこの条約の原本は、
監証者に監証される。監証者は、この条約に署名し
又はそれに入じたすべての國及びすべての地圖及
統治機關に対してそれがの言語による監証原本
を送達する。

2 監証者は、關係國政府と協議のうえアラビア語
及び中國語によるこの条約本文の公定訳文を作成す
る。

